

会員ニュース

2021. 2 (新-119号)
日本電気管理技術者協会
事務局編集

今年は124年ぶりに2月2日の節分で3日には立春となり、おまけに4日には早々と「春一番」まで吹き抜けました。

会員の皆様におかれましては、春の訪れを心待ちにされていらっしゃるものと存じます。さて、期待のワクチンが功をなしコロナが終息するのを願うばかりです。



(2021年3月、狭山市、稲荷山公園)

1. 1月6日、2月8日、電力安全課のHPに「電気事故速報値を更新しました」が掲載されました。

恒例の、「事故速報値」の更新です。引き続き「感電死亡事故”0”」を継続中です。

皆様におかれましても、「ご安全に！！」日常の点検作業に従事ください。

詳細は、資料「電気事故速報値(’20年12月末日、’21年1月末日)」をご参照ください。

2. 1月19日、電力安全課のHPに「電気主任技術者セミナー開催中止のお知らせ」が掲載されました。

会場では資料配布のみ行われます。資料の送付をご希望の方は、公益社団法人日本電気者協会関東支部のホームページ (<https://jeea-kanto.com//>) (TEL:03-6915-2135) をご確認ください。事務局にも若干ございますのでご希望の方はご連絡下さい。

3. 1月13日、電力安全課のHPに「電力安全課への申請・届出手続きについては、原則押印は不要となりました。」が掲載されました。

令和2年12月28日に、「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行されたことを受け、電力安全課への申請・届出手続きについては、原則押印は不要となりました。

外部委託申請で押印が必要な書類は、電子申請同意書と契約書だけです。今まで通り、保安規程届・外部委託承認申請書にご捺印頂いても大丈夫です。会員の皆様には最新の入力書式を順次お送りしています。ご不明な点がございましたら事務局までお問合せ下さい。

詳細は、資料「電力安全課への申請・届出手続きについては、原則押印は不要となりました。」をご参照ください。

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/oshirase/20210113ouinhaishi.pdf>

4. 2月25日、電力安全課のHPに「2021年4月1日より、小出力発電設備についても事故報告が義務化になります。」が掲載されました。

2021年4月1日より、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備について、事故報告の対象に追加されました。

詳細は、資料「事故報告制度について」をご参照下さい。

[事故報告制度について\(METI/経済産業省\)](#)

よくある質問URL

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/yokuarusitumon/

事故報告制度に関するパンフレット

[qa.pdf \(meti.go.jp\)](#)

5. 「一般社団法人日本電気管理技術者協会 第8回(第9期)定期総会」の予定をお知らせします。

ワクチン接種も始まっておりますが、コロナの感染状況を鑑みて今回も書面での開催を予定しております。詳細は4月の役員会にて決定致します。

今年は役員改選が行われます。我こそはという方の立候補をお待ちしております。

6. ムサシインテック監視王キャンペーンのお知らせ

4月15日まで監視王どれでも1000円引きキャンペーン中です。他社からのお乗り換えの方は5000円引きですが、今お使いの機器のナンバーの提出が必要だそうです。

お問合せ先

株式会社ムサシインテック 営業本部長 野田 耕市さん 080-5421-0449

もしくは、株式会社ムサシインテック 0429-34-6034

7. 事務局からのお知らせ

電安課がコロナ対策によりリモートワークとなり、郵送での申請の場合書類が返送されるまでに1か月以上掛かります。今後は原則として電子申請でお願い致します。

詳細は、3月の会費請求書と一緒に送付いたします。

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和2年12月31日時点

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (10)
電気火災		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
停電波及		5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2	4	93
主要電気工作物破損等		4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1	4	49
発電支障 件数		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
件数		9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5	9	157

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)				0 (0)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	0 (0)				11 (11)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0	1	0				1
停電波及		9	9	5	9	12	4	7	4	1				60
主要電気工作物破損等		6	7	4	7	9	10	1	2	4				50
発電支障 件数		0	0	0	2	0	0	0	0	0				2
件数		16	16	9	19	21	16	10	8	5				120

※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(令和元年5月及び令和2年7月に「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

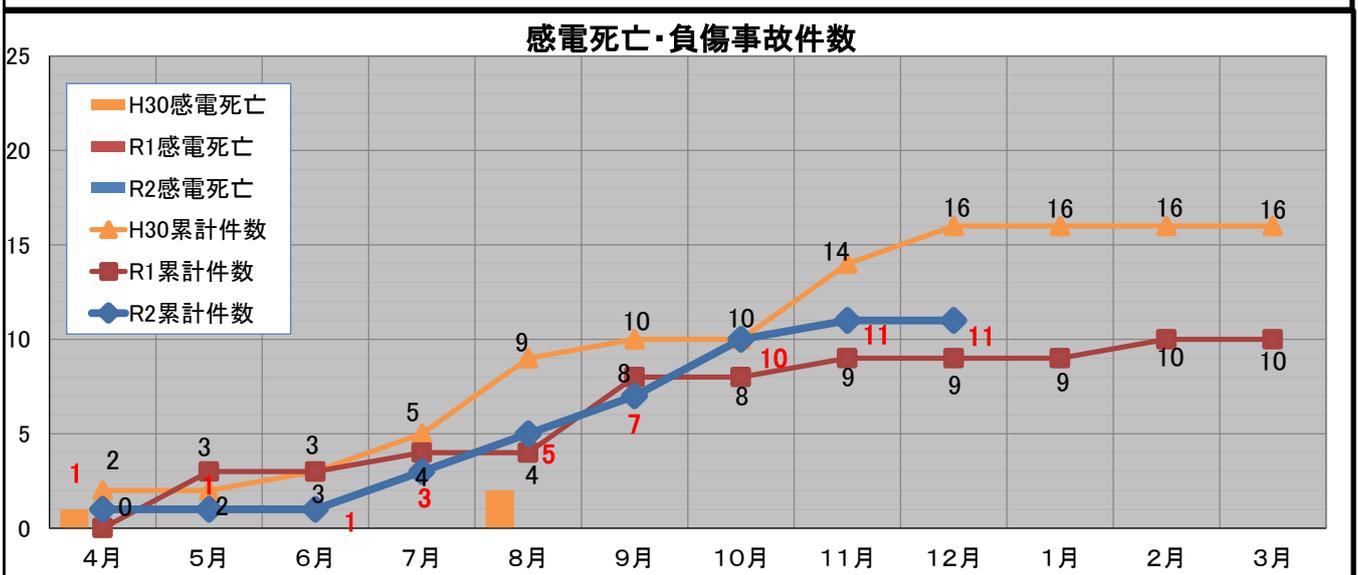
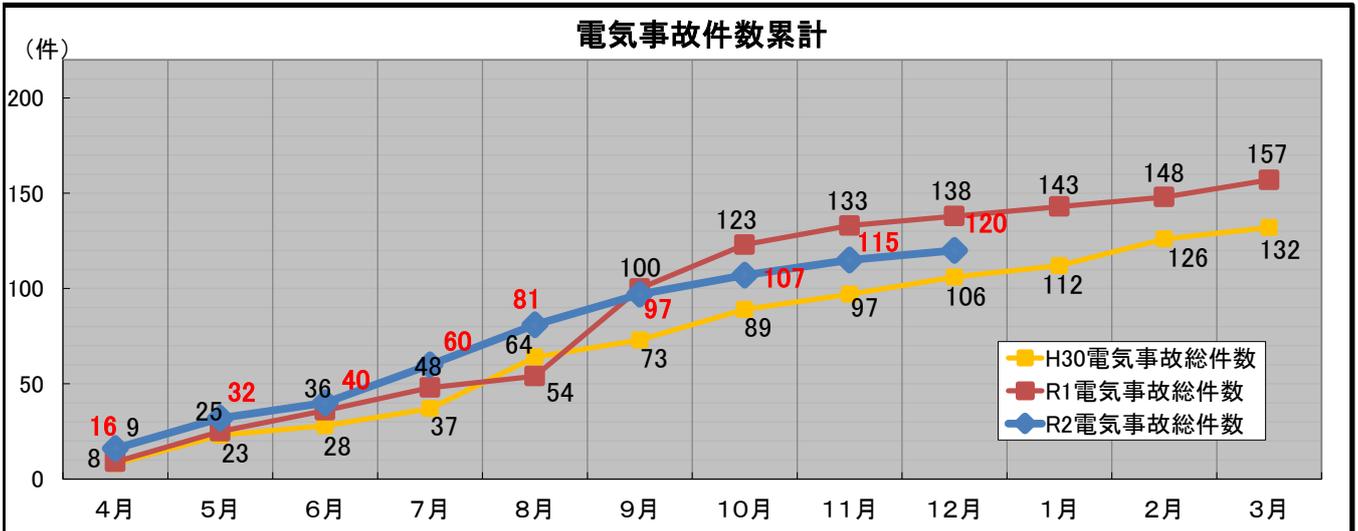
(令和2年8月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故、及び「主要電気工作物破損等」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としてはそれぞれ1件とカウントしています。)

(令和2年10月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

令和3年1月31日時点

平成31年度・令和元年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (10)
電気火災		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	3
停電波及		5	8	7	11	6	29	7	5	4	5	2	4	93
主要電気工作物破損等		4	5	3	0	0	13	15	3	1	0	1	4	49
発電支障 件数		0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
件数		9	16	11	12	6	46	23	10	5	5	5	9	157

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			0 (0)
	感電・アーク等負傷	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	2 (2)			13 (13)
電気火災		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0			1
停電波及		9	9	5	9	12	4	7	4	1	5			65
主要電気工作物破損等		6	7	4	7	9	10	1	2	5	6			57
発電支障 件数		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0			2
件数		16	16	9	19	21	16	10	8	6	13			134

※1 1件の事故で複数の事故分類に該当する場合、各分類でカウントしますが、事故件数としては1になります。

(令和元年5月及び令和2年7月に「主要電気工作物破損等」、「発電支障」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

(令和2年8月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故、及び「主要電気工作物破損等」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、

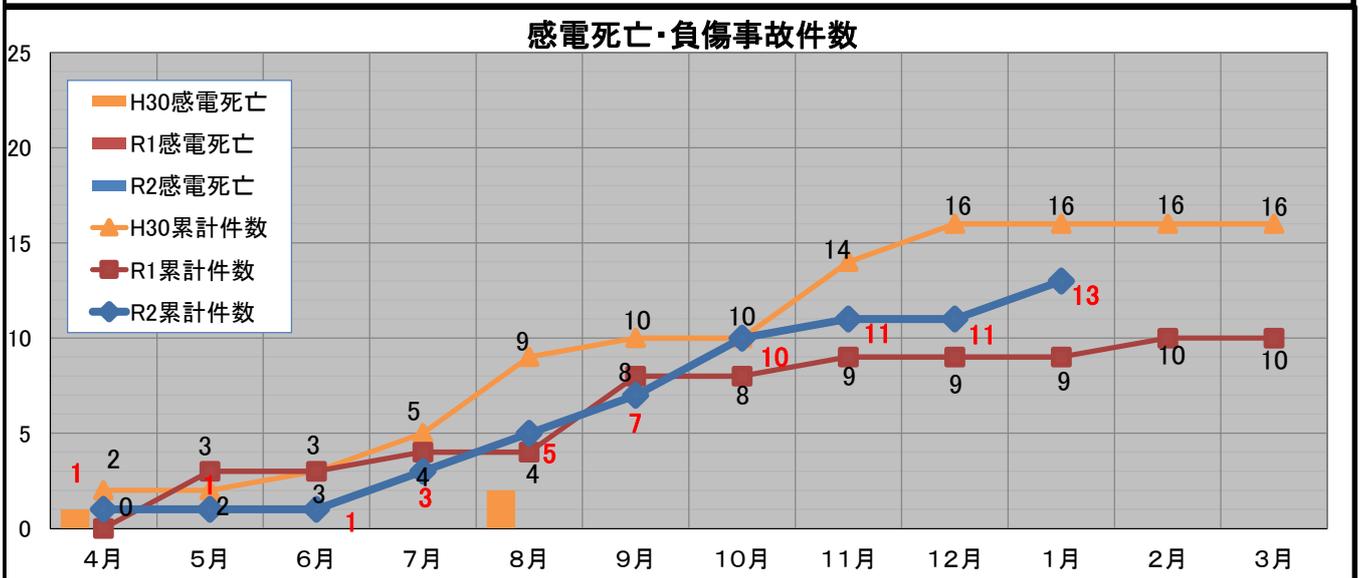
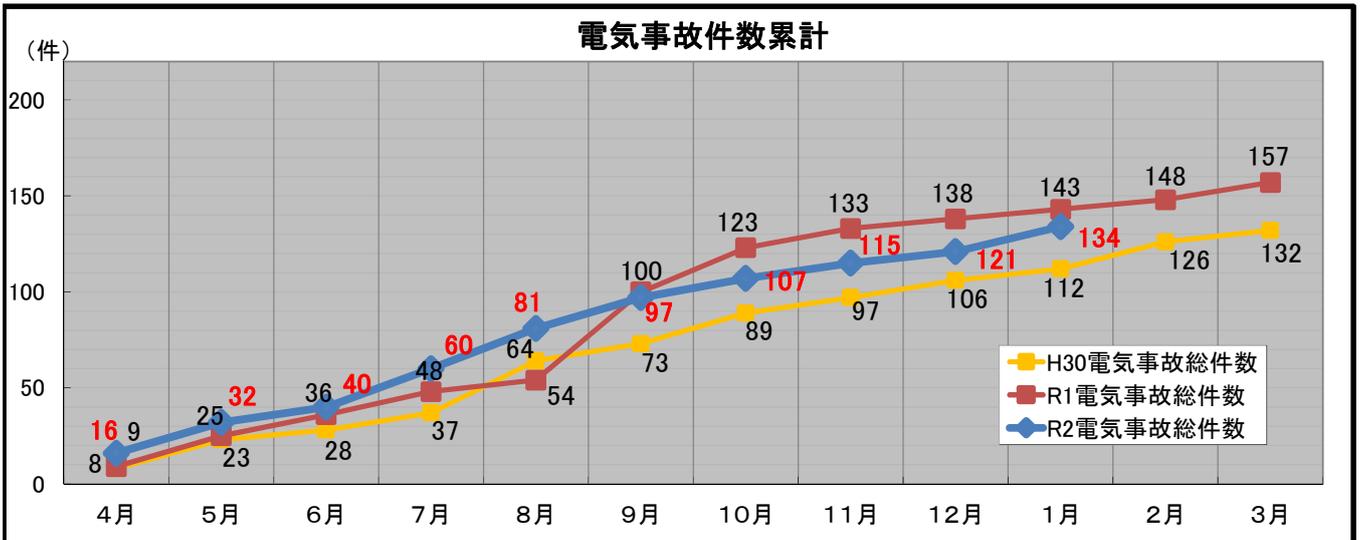
事故件数合計としてはそれぞれ1件とカウントしています。)

(令和2年10月に「感電・アーク等負傷」、「停電波及」に該当する事故がありましたが、事故件数合計としては1件とカウントしています。)

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。自然現象等による事象も含まれます。



電力安全課への申請・届出手続きについては、原則押印は不要となりました。

令和2年12月28日に、「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行されたことを受け、電力安全課への申請・届出手続きについては、原則押印は不要となりました。

なお、主任技術者免状交付申請等に添付する実務経歴の証明書、保安管理業務外部委託申請に係る電気管理技術者の受託要件の確認書類や電気保安法人の要件の確認書類等、申請・届出書の添付書類の中には引き続き押印が必要となるものもありますので、詳しくは当部HPに掲載している申請・届出等の様式をご確認ください。(様式中「印」のマークがあれば押印必要、「印」のマークが無ければ押印不要)

(参考)押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令
(電力安全課への手続関係抜粋)

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/20210113bassui.pdf>

事故報告制度について

電気事業法第106条の規定に基づく、電気関係報告規則が令和3年(2021年)4月1日に改正されることに伴い、電気事業法第38条第2項で定める小出力発電設備のうち、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備について、事故報告の対象に追加されました。

どのような事故があてはまりますか？

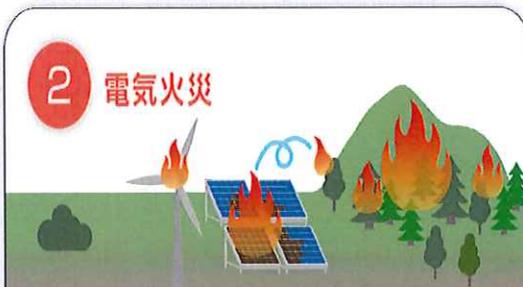
下記の4項目の事故が発生した場合に報告する必要があります。

1 感電



感電事故とは、感電によって人が死亡もしくは入院した場合の事故です。

2 電気火災



電気火災事故とは、風車ナセルや太陽光パネルなどの設備が原因で発生した火災が該当します。

3 他者への損害



太陽光パネルや架台、風車ブレードなどの破損により、他者へ損傷を与えた事故。例えば、太陽光パネルの飛散や敷地内の土砂崩れによる土砂流出など、他者へ損傷を与えた場合が該当します。

4 設備の破損



設備の破損により運転が停止する事故。例えば、風車タワーの倒壊や風車ブレードの折損、太陽光パネルの破損、パワーコンディショナーの焼損などが該当します。

事故にあてはまるかどうかの詳細は、よくある質問からご確認ください。

いつまでに事故報告をしなければいけませんか？

事故を覚知した(知った、気づいた)時から「24時間以内に事故の概要(速報)」について、「30日以内に事故の詳細(詳報)」について報告を行う必要があります。

報告先は発電設備の設置場所を管轄する産業保安監督部になります。

・事故報告のフロー



事故報告制度に関するパンフレット (PDF形式: 3,339KB) 